

朝倉市こども計画

～こどもにやさしいまち朝倉～

(令和7～11年度)



令和7年3月

朝 倉 市

は じ め に

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むとともに、こども施策を総合的に推進することを目的としています。また、国はこれらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施するため、令和5年12月22日に、こども大綱を閣議決定しました。

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達過程にある者」をいい、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者としています。年齢に応じた必要なサポートが途切れないよう、また、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことが必要となっています。

本市においても、未来を担うこどもたちがのびのびと育ち、また、子育て家庭が安心して暮らせるまちにするために、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援、仕事と子育てが両立できる環境づくり、支援を必要とするこどもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりなど、子育て支援を充実させていきます。

最後に、計画策定にあたりまして、「朝倉市子ども・子育て会議」の委員の皆様には長きにわたり議論を重ねていただきました。また、計画の事業量等の把握のため、アンケート等によるニーズ調査を行いましたところ、たくさんの皆様にご協力をいただきました。ご協力いただきました皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

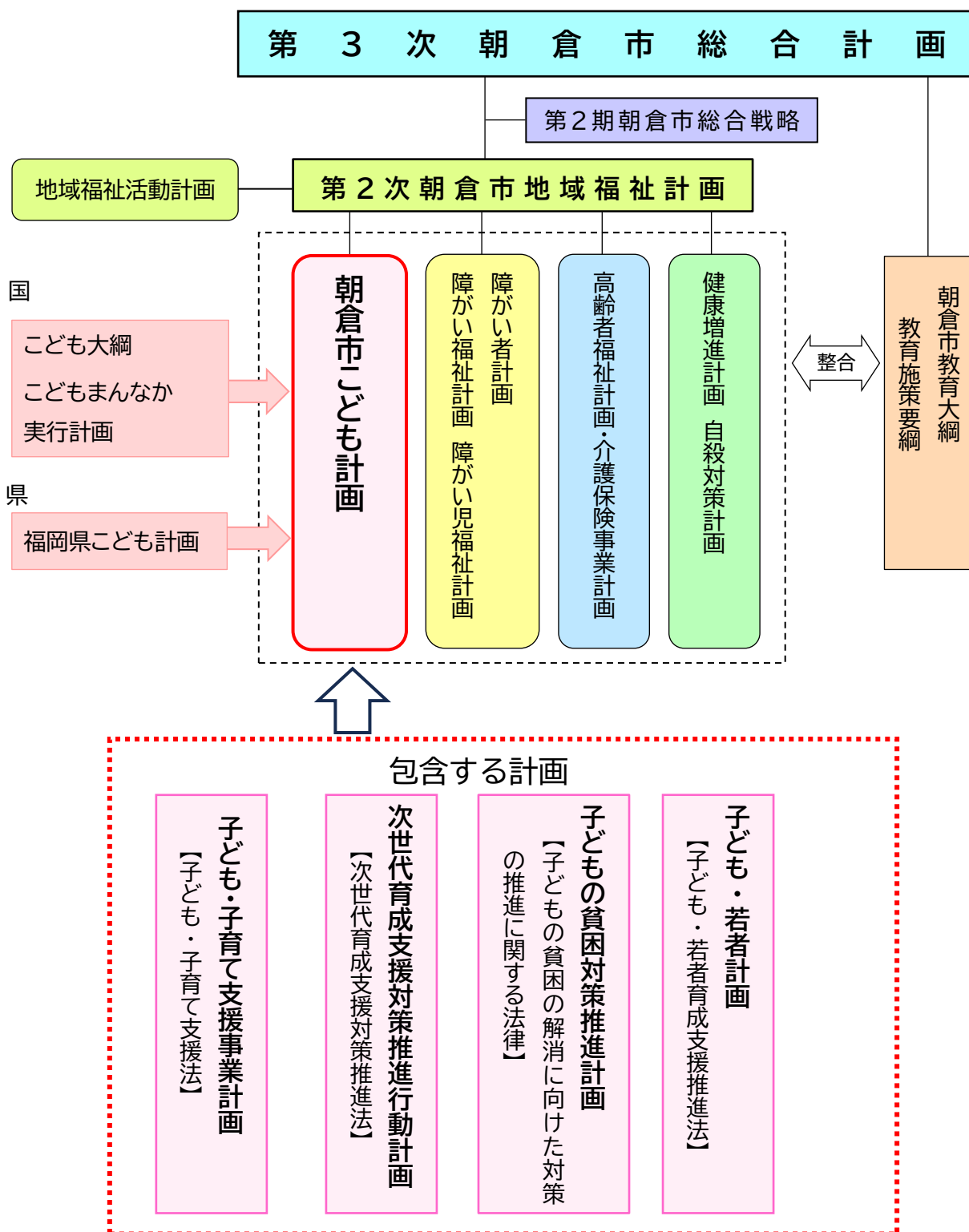
朝倉市長 林 裕二

目 次

1. 計画の位置付け.....	1
2. 計画の対象.....	2
3. 基本理念及び計画の体系.....	3
4. 基本目標と施策.....	4
基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障.....	4
(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有します	4
基本目標2 こどもの成長に応じた支援.....	4
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	4
(2) 学童期・思春期	6
(3) 青年期	9
基本目標3 切れ目ない必要な支援.....	11
(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会をつくります	11
(2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます	13
(3) こどもの貧困対策を進めます	13
(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援を進めます	14
(5) 児童虐待を防止し、ヤングケアラーを支援します	15
(6) こども・若者の自殺対策を進めます	15
(7) 犯罪などから、こども・若者を守るための取り組みを進めます	16
基本目標4 子育て家庭等への支援.....	18
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます	18
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援を推進します	18
(3) 共働き・共育てを推進し、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促進します ...	18
(4) ひとり親家庭への支援を進めます	19
5. 量の見込みと確保の内容（子ども・子育て支援事業計画）.....	20
(1) 教育・保育提供区域の設定及び量の見込みと確保の内容の考え方	20
(2) 教育・保育の量の見込みと確保の内容	20
(3) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容	24
(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進方策	27
(5) 「子育てのための施設等利用給付」の円滑な実施	28
(6) 計画の評価・検証	28

1. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に定める市町村こども計画として作成するもので、すべてのこどもが健やかに自分らしく成長でき、また誰もが安心して、こどもを生み育てることができるよう、切れ目のない総合的なこども・子育て支援の推進に向けて、市の基本的な方向性や共通する視点を定めます。



2. 計画の対象

計画の対象		発達段階(ライフステージ)の特徴
乳幼児期		・愛着の形成(人に対する基本的信頼感の獲得)の時期。 ・基本的な生活習慣が形成され、道徳性や社会性が芽生える。
学童期	小学生	・周りの児童との人間関係が形成される時期。 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりの意識などが形成される。 ・一方で、発達の個人差から自己に対する肯定感の意識を持ってない場合や劣等感を持つ場合がある。
思春期	中学生 高校生相当	・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期。 ・仲間同士の評価を強く意識し、親への反抗期が生じる。
青年期	概ね 18 才以上 30 歳未満	・思春期の混乱から脱して、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるかを模索し始める。
ポスト青年期	30 歳以上 39 歳以下	・青年期を過ぎ、社会の各分野に関して、自分の資質や能力を養い、努力する時期。 ・一方で円滑な社会生活を営むことに困難を有する場合がある。



3. 基本理念及び計画の体系

基本理念

こどもの幸せは、地域の幸せ

こどもの夢や希望を育む こどもにやさしいまち朝倉

基本目標 と 施策

1 全てのこどもが持つ権利の保障

(1)こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有します

2 こどもの成長に応じた支援

(1)こどもの誕生前から幼児期まで

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療を確保します
- ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長を保障し、遊びを充実します

(2)学童期・思春期

- ① 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校づくりを進めます
- ② 居場所づくりを進めます
- ③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアを充実します
- ④ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育を進めます
- ⑤ いじめ防止の取り組みを推進します
- ⑥ 不登校のこどもへの支援を行います
- ⑦ 体罰や不適切な指導の防止に取り組みます

(3)青年期

- ① 高等教育の修学支援を進めます
- ② 若者の就労支援を進めます
- ③ 結婚の希望者への支援を行い、結婚に伴う新生活への支援を行います
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実します

3 切れ目ない必要な支援

- (1)多様な遊びや体験、活躍できる機会をつくります
- (2)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます
- (3)こどもの貧困対策を進めます
- (4)障がい児支援・医療的ケア児等への支援を進めます
- (5)児童虐待を防止し、ヤングケアラーを支援します
- (6)こども・若者の自殺対策を進めます
- (7)犯罪などから、こども・若者を守るための取り組みを進めます

4 子育て家庭等への支援

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援を推進します
- (3)共働き・共育てを推進し、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促進します
- (4)ひとり親家庭への支援を進めます

4. 基本目標と施策

基本目標1 全てのこどもが持つ権利の保障

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有します

全てのこども・若者に、こども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こども・若者が権利の主体であることの周知に取り組む必要があります。

1 こども基本法、子どもの権利条約に関する普及啓発	・こども基本法、子どもの権利条約について、学校や地域の活動等において、わかりやすく伝えます。 〈主な取り組み〉 啓発事業など
2 人権啓発活動の実施	・子育てに携わる大人への情報提供や研修等を推進し、こども基本法や子どもの権利条約の内容について周知します。 〈主な取り組み〉 啓発事業など
3 こどもの意見表明の支援	・こども・若者が安心して自分の意見を表明することができる場の充実や、適切に支援できる人材の確保・養成に取り組めます。 〈主な取り組み〉 県こども意見表明等支援員研修など
4 こどもの権利侵害に関する相談窓口の充実	・こどもの人権問題を始めとした、様々な悩みに関する相談窓口を周知し、相談しやすい相談窓口の充実に努めます。 〈主な取り組み〉 こども家庭センターなど

基本目標2 こどもの成長に応じた支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、基本的な生きる力の獲得を通じ、こどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って成長することができるよう取り組む必要があります。

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療を確保します

1 切れ目ない相談支援体制の整備・充実	・こども家庭センターを中心に、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行い、体制の充実に努めます。 <主な取り組み> こども家庭センター/子育て支援センター/各種健康診査時の相談など
2 母子の健康保持に関する支援	・母親やこどもの健康管理を行うとともに、子育ての不安を軽減し、安心して子育てできるよう、地域の医療機関等との連携を強化します。 <主な取り組み> 各種健康診査/新生児訪問指導/産後ケアなど
3 情報提供の充実	・各種講座を開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、ホームページや SNS などを活用し、プッシュ型の情報提供に努めます。 <主な取り組み> 子育て支援センター等による子育て講座/子育てアプリなど
4 育児相談・指導の充実	・育児相談や発達相談等の機会を通じ、他機関と連携した相談体制の充実に努めるとともに、新生児や乳児等がいる家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談に応じます。 <主な取り組み> 育児相談/子どもの発達相談/こんにちは赤ちゃん訪問事業など
5 保健・医療の確保	・地域の周産期医療体制を確保するとともに、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図ります。 <主な取り組み> 各種健康診査/小児救急医療体制の確保など

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長を保障し、遊びを充実します

1 教育・保育人材の確保	・保育人材の確保・定着に向けて、処遇改善や ICT 活用を推進し、保育士・幼稚園教諭の事務負担の更なる軽減を図ります。 <主な取り組み> 教育・保育研修の充実/保育人材確保対策事業など
--------------	---

2 仲間づくりの支援	・全ての子育て世帯が利用しやすいよう、子育て支援センター等の利便性向上を図り、利用者の拡大を図るとともに、地域の様々な人たちとの交流の機会を提供します。 <主な取り組み> つどいの広場/子育て支援センターなど
------------	---

(2) 学童期・思春期

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期です。学童期のこどもが、安心・安全が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要とされています。

思春期は、心身の変化を経験しながら、他者や社会との関りの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。思春期のこどもが自己肯定感を高め、生育環境等を理由に自らの進路選択が制約されることがないように支えていくことが必要です。

① 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校づくりを進めます

1 幼保小連携の充実	・小学校入学後の集団生活にこどもが円滑に適応するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校がこどもの発達・学びの連続性の共通理解のもと、就学前施設と小学校が連携し円滑な接続を図ります。
2 学校教育の充実	・持続可能な社会の形成に主体的に参画できるこどもの育成を目指します。そのために、基礎的な「知識及び技能」を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」の力を育み、主体的に学習に取り組む「学びに向かう力、人間性等」を養う教育を実現します。 <主な取り組み> 確かな学力の育成/豊かな心の育成/健やかな体の育成など
3 地域とともにある学校づくりの推進	・こどもが地域行事へ積極的に参加できる体制づくりに努めるとともに、こどもが地域のよさを再発見できるよう、地域のひと・もの・ことを活用した体験的な活動を充実させます。 <主な取り組み> 学校運営協議会など

② 居場所づくりを進めます

1 居場所の充実	・こどもの居場所づくり活動を実施する市民ボランティア等の活動を支援するとともに、地域全体で居場所の充実に取り組みます。 <主な取り組み> こどもの居場所づくり事業など
----------	--

③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアを充実します

1 小児医療体制の充実	・夜間や休日などの緊急の場合であっても適切な治療を受けることができるように、関係機関と連携し、小児救急医療体制の充実を図るとともに、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。 <主な取り組み> 小児救急医療体制の確保/県医療的ケア児支援センターなど
2 心身の健康等の情報提供の充実	・児童生徒が性や性感染症予防、薬物に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心として、学習機会の充実を図ります。 <主な取り組み> 薬物乱用防止・喫煙防止教室など
3 こころのケアの充実	・学童期・思春期の心の問題に対する相談機会を提供するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室の職員等の連携により、教育相談体制の充実を図ります。また、学校と家庭の連携を強化し、不登校や心に不安を抱える児童・生徒、保護者の相談・支援等を実施します。 <主な取り組み> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置/適応指導教室/教育相談など

④ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育を進めます

1 成年年齢を迎える前に必要な教育の推進	・持続可能な社会の形成に主体的に参画できるこどもの育成を目指し、こどもが自分の将来に夢や希望を持つことができるような(授業や学校行事等)教育活動を推進します。 <主な取り組み> キャリア教育活動など
----------------------	--

⑤ いじめ防止の取り組みを推進します

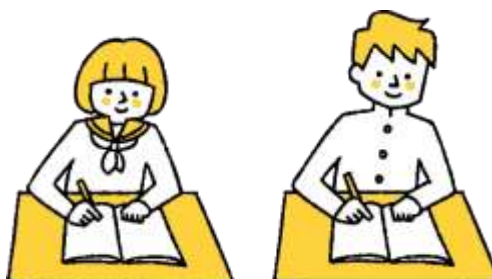
1 いじめ防止の推進	・いじめの未然防止に向けた取り組みの徹底、いじめの早期発見、早期解決に向けて、いじめ問題対策連絡協議会・学校いじめ防止対策推進委員会において組織的な対応を推進します。併せて、いじめを生まない教育活動の推進、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図ります。 <主な取り組み> 教育相談/スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置など
------------	---

⑥ 不登校の子どもへの支援を行います

1 不登校支援の充実	・教育支援センター内に適応指導教室を開設し、学校へ行きたくても行けなくて悩んでいる子どもたちの成長をゆっくりと見守り、学校への復帰を支援します。また、校内適応指導教室の設置を推進し、各学校においても、こどもの居場所づくりと学びの保障に取り組みます。 <主な取り組み> 教育相談/登校支援員/スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置など
------------	--

⑦ 体罰や不適切な指導の防止に取り組みます

1 体罰や不適切な指導の防止	・教職員が子どもと向き合う時間を十分確保するための業務の効率化を図ります。 ・教職員のキャリアステージに応じて求められる役割や資質、能力に応じた研修を実施し、資質向上に向けた支援を充実します。 <主な取り組み> 職員研修など
----------------	---



(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期であり、自らの価値観や生き方を確立しようとするのと同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期の若者が、自らの適性を理解し、主体的に職業や進学等のライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組み、若者に対する相談支援が求められます。

誰もが安心してこどもを生み・育てるという選択ができるよう、切れ目なく必要な支援を提供していきます。

① 高等教育の修学支援を進めます

1 大学等進学への支援の充実	・進学意欲のある人が、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるよう、修学支援制度や奨学金等に関する周知に努めます。 <主な取り組み> 高等学校等奨学金など
----------------	--

② 若者の就労支援を進めます

1 若者の就労支援の充実	・生活に困っている若者の就学の継続、就労、生活の維持等について、身近に相談できる体制を整備するとともに、産業振興による地域経済の活性化、雇用創出等により良質な雇用の創出に取り組みます。 <主な取り組み> 県若者就職支援センター/県若者サポートステーションなど
--------------	--

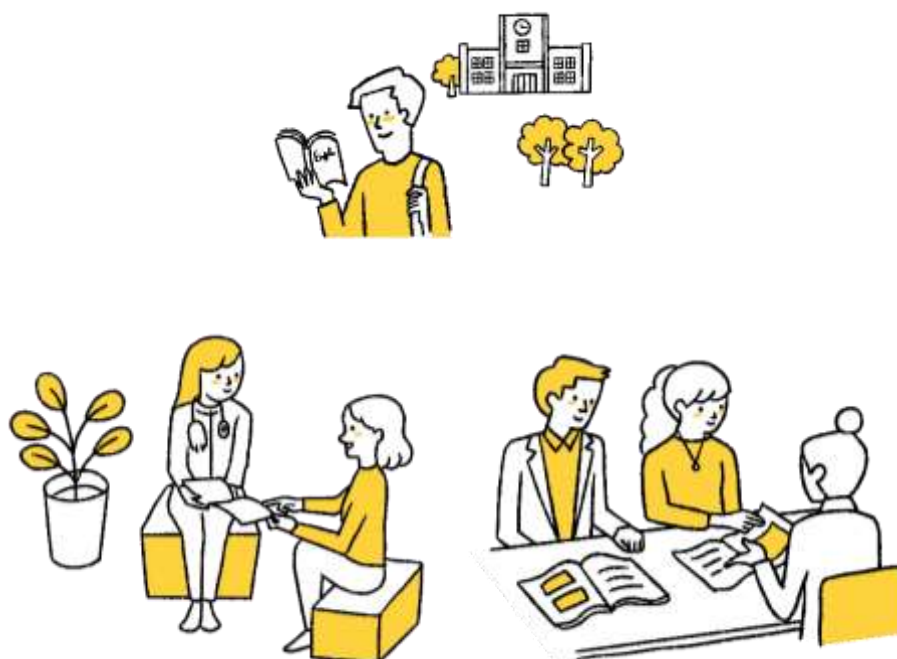
③ 結婚の希望者への支援を行い、結婚に伴う新生活への支援を行います

1 結婚の希望者への支援	・結婚を希望している方へ、出会いの場の創出のためのイベント等を実施します。また、交際から結婚までを支援する取り組みを実施します。 <主な取り組み> “縁”結び応援事業/県出会い・結婚応援事業など
--------------	--

2 結婚新生活への支援	・結婚を機に市内で新生活を始めた夫婦を対象に、新生活のスタートアップに係る費用について、経済的負担を軽減します。 <主な取り組み> 結婚新生活支援事業など
-------------	---

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実します

1 こころの健康に向けた支援	・こころの健康は自分らしく生きるための重要な条件であるとともに、身体 の健康とも関連があります。一人ひとりがこころの健康の重要性を認識し、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるようにすることや、周囲の人がこころの不調に気づき相談機関等につなげられるような取り組みを行います。 <主な取り組み> こころの健康づくりに関する講演会など
2 相談窓口の周知	・本人や家族の面談や訪問等の個別支援体制の充実を図ります。 <主な取り組み> 県心の相談/県ひきこもり地域支援センター/県若者自立相談窓口など



基本目標3 切れ目ない必要な支援

(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会をつくります

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、遊びにより、言語や数量等の感覚等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力等の社会情動的スキルを育むことに加え、多様な動きを身につけ、健康を維持することにつながります。遊びや体験活動の重要性、その機会を保障することの重要性を認識し、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の段階に応じて多様な体験・外遊びを含む多様な遊びの機会づくりの推進が必要です。

また、こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させることのできる機会をつくるとともに、性別に関わらず可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育における男女平等の理念を推進する教育・学習の充実が必要です。

① 遊びや体験活動の推進

1 質の高い幼児教育・保育の推進	・多様な遊びや体験を通じて幼児の健全な心身の発達を図るため、質の高い幼児教育・保育を推進します。 <主な取り組み> 教育・保育研修の充実など
2 豊かな自然環境を活かした体験活動の充実	・こども・若者に豊かな自然環境を生かした自然体験活動等を提供し、自ら学び、自ら考え、行動できる心豊かな人間性など、「生きる力」の育成を図ります。 <主な取り組み> 学社連携・融合推進事業など
3 文化芸術体験機会の充実	・個性豊かな市民文化の継承と更なる進化による文化の薫り高く郷土愛あふれる地域づくりを目指すとともに、多様な文化芸術を身近なものにするための機会や、歴史文化遺産や伝統等に身近に触れ合う機会を充実していきます。 <主な取り組み> 地域のひと・もの・ことを活用した体験活動など
4 乳幼児とこども・若者のふれあい	・思春期のこどもが乳幼児とふれあい、命の尊さや家庭の大切さ、こどもを産み育てる意義を理解し、将来の親としての自覚を持てるよう、ふれあいの機会づくりに努めます。

5 若者の文化・芸術活動の支援	・文化芸術活動団体、グループ等の主体的な活動や各地区に伝わる伝統芸能の保存・継承活動の推進と後継者の育成を支援するとともに、文化団体との共催による体験講座等を開催し、多様な体験の場づくりを行います。 <主な取り組み> 生涯学習推進事業など
-----------------	---

② こどもまんなかまちづくり

1 環境整備の推進	・こどもや子育て世帯が安心・快適に日常を暮らせるよう、身近な遊び場や交流の場など子育てしやすくこどもがうれしい周辺環境を整備する「こどもまんなかまちづくり」を推進します。 <主な取り組み> 公園整備/住宅整備/子育て支援施設等の整備事業など
-----------	--

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

1 外国語によるコミュニケーション能力の育成や国際交流の推進	・学校において、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、発信力(話す・書く力)の強化など小・中の英語教育の強化を図るとともに、交流を推進します。 <主な取り組み> 外国語教育の充実など
--------------------------------	--

④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

1 ジェンダーギャップ解消のための取り組みの推進	・学校教育や社会教育において、男女の尊重や自分を大事にすることや、固定的性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進します。 <主な取り組み> 人権教育/男女共同参画啓発事業など
--------------------------	---

(2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供を進めます

1 プレコンセプションケア※1の推進	・不妊、予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ人の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取り組みを推進します。
--------------------	---

(3) こどもの貧困対策を進めます

本市においても、家族が必要とする食料や衣料が買えない経験をした家庭や、経済的な状況から自らが希望する進路を諦めているこどもがみられます。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める必要があります。

1 教育の支援	・こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦することができるよう、必要な支援に取り組みます。
2 生活の安定に資するための支援	・貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。このため、相談支援体制を充実するとともに、関係機関との円滑な連携を図り、個別のケースに応じた適切な支援につなげます。 <主な取り組み> こども家庭センター/スクールソーシャルワーカーなど
3 保護者の就労支援	・子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者が職を得るだけでなく、所得を増大させ、職業生活の安定と向上に資するための支援を進めていく必要があります。公共職業安定所との緊密な連携を図り、保護者のキャリアアップを含めた就労の支援などに取り組みます。 <主な取り組み> こども家庭センター/就労自立促進事業など

※1 プレコンセプションケア：若い世代のためのヘルスケアであり、現在の身体の状態を把握し、将来の妊娠や身体の変化に備えて自分達の健康に向き合うこと。

4 経済的支援	・家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、切れ目のない負担軽減を図るための経済的支援を行います。 <主な取り組み> 各種手当/こども医療費助成/就学援助など
---------	--

(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援を進めます

障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加の支援が求められます。

1 障がいの早期発見・早期療育の推進	・妊婦・乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の活用、保護者への情報提供を行い、発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育を推進するとともに、保健、医療、福祉、学校等関連機関が連携し、障がいのあるこどもの育児にかかる相談体制の充実に努めます。 <主な取り組み> 子どもの発達相談/県発達障がい者(児)支援センターなど
2 身近な地域における障がい児支援の充実	・発達障がいを含むさまざまな障がいのある児童を、幼稚園・認定こども園・保育所や学童保育所で受け入れ、保育士・支援員を加配するなど支援体制の充実を図ります。 ・特別支援学級の児童・生徒が通常学級とともに学ぶ環境づくりや保護者や住民、関係機関との交流や連携を深める機会を設け、障がいのある児童の学校生活の充実を図ります。 <主な取り組み> 保育所等での加配職員の配置など
3 医療的ケア児の支援	・保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、地域生活支援の向上を図ります。 <主な取り組み> 医療的ケア児保育支援事業など

(5) 児童虐待を防止し、ヤングケアラーを支援します

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。こどもへの虐待につながらないよう、こどもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かちあうことで、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援していく必要があります。

ヤングケアラーの問題は、表面化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者の情報共有・連携により、早期に発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが求められています。

1 児童虐待防止等の更なる強化	・支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、こども家庭センターと関係機関が一体となって、継続的に支えるとともに、各機関の更なる連携と機能の強化を図ります。 <主な取り組み> こども家庭センター/要保護児童対策地域協議会など
2 ヤングケアラーへの支援	・ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表面化しにくいいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握できる体制を整備します。そして、こども家庭センターが中心となり、こどもの意向に寄り添って、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。 <主な取り組み> こども家庭センター/要保護児童対策地域協議会など

(6) こども・若者の自殺対策を進めます

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉のみならず、多様な機関と連携を図り自殺対策に取り組むことが必要です。

1 自殺対策の推進	・自殺リスクを含む潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの連携に取り組むとともに、いのちの教育と併せてSOSの出し方に関する教育を推進します。 <主な取り組み> 自殺対策啓発事業/こども家庭センター/要保護児童対策地域協議会など
-----------	---

(7) 犯罪などから、こども・若者を守るための取り組みを進めます

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こども・若者の生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、全てのこども・若者が健やかに成長するための取り組みの推進が必要です。

1 こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備	・こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、ペアレンタルコントロールの利用促進の取り組みを推進します。 <主な取り組み> インターネット利用に関する啓発事業
2 こども・若者の性犯罪・性暴力対策	・児童買春をはじめとする児童の性的搾取等は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。児童の性的搾取等の撲滅に向けた取り組みを推進します。 <主な取り組み> 生命(いのち)の安全教育/性暴力被害者支援センター・ふくおかなど
3 防犯体制の整備	・こどもを犯罪・事故等の被害から守るため、PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア等との情報交換、地域コミュニティや防犯パトロールを行う団体等への防犯に関する情報提供等を行い、地域の防犯ネットワークづくりに努めます。 <主な取り組み> 青少年育成市民会議など
4 事故防止の取り組み	・教育・保育施設等におけるこどもの事故防止のために、発生防止の活動や、安全教育などの環境づくり、日常的な施設点検などを行います。また、ヒヤリハット報告の収集及び要因分析を行い、重大事故防止対策に努めます。 <主な取り組み> 通学路交通安全プログラム/交通安全教室の推進/事故防止のための研修など

5 防災意識の向上及び災害時の支援体制の強化	・市報等を活用し、市民に対する防災・減災情報を発信し、緊急連絡先や避難経路の確認など、家庭における日頃からの防災・減災意識を高める取り組みを推進します。 <主な取り組み> 防災に関する啓発事業など
6 非行防止と自立支援	・青少年の非行問題は、凶悪な犯罪に発展したり他の犯罪に巻き込まれたりする可能性もあることから、本人やその家族だけの問題ではなく、青少年を取り巻く環境全体の問題として支援する必要があるため、地域の青少年育成団体や関係機関と連携し、啓発や非行防止、更生の取り組みを推進します。 <主な取り組み> 少年非行防止教室/青少年育成市民会議など



基本目標4 子育て家庭等への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減に取り組みます

1 経済的負担の軽減	・子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てできるよう、負担軽減を図るための経済的支援を行います。 <主な取り組み> 各種手当/こども医療費助成/就学援助など
------------	---

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援を推進します

1 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	・すべての教育の出発点として重要な家庭教育へのかかわりや、乳幼児期における子育ての重要性についての理解を促進するため、家庭での教育力を高める支援を推進します。 <主な取り組み> 子育て講座の開催など
---------------------	---

(3) 共働き・共育てを推進し、男性の家事・子育てへの主体的な参画を促進します

1 共働き・共育ての推進及び男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進	・夫婦が相互に協力しながら子育てし、職場や地域社会全体で支える社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。男女ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を利用できる職場環境づくりや男性の家事・育児への参画の意識改革を進め、主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。 <主な取り組み> 男女共同参画啓発事業など
------------------------------------	--

(4) ひとり親家庭への支援を進めます

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭のそれぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるように取り組みます。

1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実	・ひとり親家庭は、仕事と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、時間、こどもの養育等の面で様々な困難を抱えています。ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、相談員を配置し、当事者に寄り添った相談支援を推進します。 <主な取り組み> こども家庭センター/県ひとり親サポートセンターなど
2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実	・ひとり親家庭などが抱える様々な課題や個別のニーズに対応し、生活の安定と自立を支援するため、経済的支援の充実に努めます。 <主な取り組み> 各種手当/ひとり親家庭等医療費支給制度/就学援助など
3 ひとり親家庭等への就労支援の充実	・ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワークと連携した就業相談などの就労支援を行い、また、関係機関とも連携を行いながら、継続的支援を推進します。 <主な取り組み> 自立支援教育訓練給付金制度/高等職業訓練促進給付金制度など



5. 量の見込みと確保の内容(子ども・子育て支援事業計画)

(1) 教育・保育提供区域の設定及び量の見込みと確保の内容の考え方

① 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育提供区域は、利用者の入所・通園等の利用状況や通勤、日常の生活圏域等から、朝倉市全域を一つの区域として設定します。

ただし、放課後児童健全育成事業(学童保育)については、小学校毎の利用のため、基本的に小学校区単位とします。

② 量の見込みと確保の内容の考え方

「量の見込み」は、現在の利用状況、アンケート調査による利用希望等を踏まえて算出しています。また、「確保の内容」は、利用の定員、現在の利用状況を踏まえて、設定しています。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法(第19条)において、教育・保育の支給認定は次のように区分されます。

区 分	年 齢	保育を必要とするかどうか	対応する事業
1号認定	3歳以上	保育を必要としない	認定こども園(幼稚園部門) 幼稚園
2号認定	3歳以上	保育を必要とする	認定こども園(保育所部門) 保育所 地域型保育
3号認定	0歳児	保育を必要とする	認定こども園(保育所部門) 保育所 地域型保育
	1～2歳児	保育を必要とする	認定こども園(保育所部門) 保育所 地域型保育

■教育・保育の量の見込みと確保の内容(令和7年度)

(単位:人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)			計
	教育を 希望	教育の利 用希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	201	64	806	90	195	220	1,576
② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
過不足数(②－①)	35	82	97	24	42	62	342

■教育・保育の量の見込みと確保の内容(令和8年度)

(単位:人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)			計
	教育を 希望	教育の利 用希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	191	63	780	85	190	210	1,519
② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
過不足数(②－①)	45	83	123	29	47	72	399

■教育・保育の量の見込みと確保の内容(令和9年度)

(単位:人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)			計
	教育を 希望	教育の利 用希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	191	58	750	85	190	210	1,484
② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
過不足数(②－①)	45	88	153	29	47	72	434

■教育・保育の量の見込みと確保の内容(令和10年度)

(単位:人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)			計
	教育を 希望	教育の利 用希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
① 量の見込み	191	56	730	84	190	200	1,451
② 確保の内容	236	146	903	114	237	282	1,918
教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
過不足数(②－①)	45	90	173	30	47	82	467

■教育・保育の量の見込みと確保の内容(令和11年度)

(単位:人)

年度別 量の見込み	認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)			計
	教育を 希望	教育の利 用希望が 強い	左記 以外	保育が必要				
				0歳	1歳	2歳		
① 量の見込み		191	54	720	83	190	200	1,438
② 確保の内容		236	146	903	114	237	282	1,918
	教育・保育施設	236	146	903	114	237	282	1,918
	確認を受けない幼稚園	0	—	—	—	—	—	0
	過不足数(②－①)	45	92	183	31	47	82	480

(3) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

事業名	指標 (単位)		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用者支 援事業 単位:箇所 数	量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
		地域子育て 相談機関	0	3	7	11	11
	確保の内容	基本型	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
		地域子育て 相談機関	0	3	7	11	11
	考え方	基本型1か所、こども家庭センター型1か所において実施します。地域 子育て相談機関については、地域の実情を踏まえ検討します。					
妊婦等包 括相談支 援事業	量の見込み	妊娠届出数 (人/年)	252	252	252	252	252
		面談実施合 計回数(回/ 年)	756	756	756	756	756
	確保の内容		756	756	756	756	756
	考え方	関係者間の連携及び情報共有に努め、事業の円滑な推進を図ります。					
時間外保 育事業	量の見込み	人/年	315	305	297	289	285
	確保の内容	(年間の実人数)	315	305	297	289	285
	考え方	15 か所の保育所及び認定こども園で実施し、供給体制を確保します。					
子育て短 期支援事 業	量の見込み	ショートス テイ	65	70	75	80	80
		トワイライト ステイ	1	1	1	1	1
	確保の内容	人日/年 (年間の延べ 人数)	66	71	76	81	81
	考え方	ショートステイは3か所、トワイライトステイは2か所で実施し、供給体制 を確保します。					
乳児家庭 全戸訪問 事業	量の見込み	人/年	235	230	225	220	215
	確保の内容	(年間の実人数)	235	230	225	220	215
	考え方	保健師等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行いま す。					

事業名	指標 (単位)		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
養育支援 訪問事業	量の見込み	人/年	13	13	13	13	13
	確保の内容	(年間の実人数)	13	13	13	13	13
	考え方	養育支援が必要な家庭を保健師、家庭児童相談員等が訪問し、継続的に支援することで、必要な時期に必要な支援へとつなげます。					
子育て世 帯訪問支 援事業	量の見込み	人日	13	13	13	13	13
	確保の内容	(年間の延べ 人数)	13	13	13	13	13
	考え方	対象となる家庭の状況に合わせて適切に支援を実施します。					
地域子育て 支援拠点 事業	量の見込み	人回/月	8,624	8,372	8,134	7,919	7,801
	確保の内容	(月当たりの 延べ人数)	8,624	8,372	8,134	7,919	7,801
	考え方	つどいの広場、ひろにわ子育て支援センター、生い立つ子育て支援センターの3か所で実施し、供給体制を確保します。					
一時預かり 事業 (幼稚園 型を除く)	量の見込み	人日	342	332	332	314	309
	確保の内容	(年間の延べ 人数)	342	332	332	314	309
	考え方	12か所の保育所で実施し、供給体制を確保します。					
病児・病 後児保育 事業	量の見込み	人日	90	90	90	90	90
	確保の内容	(年間の延べ 人数)	90	90	90	90	90
	考え方	市内では1か所で実施しており、また、広域での利用が可能となっています。本事業の周知を図ります。					
子育て援 助活動支 援事業	量の見込み	人日	345	345	340	340	340
	確保の内容	(年間の延べ 人数)	345	345	340	340	340
	考え方	相互援助活動をスムーズに実施するために、援助会員、両方会員の確保に努めるとともに、本事業の周知及び利便性の向上を図ります。					
妊婦一般 健康診査	量の見込み	人回	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877
	確保の内容	(年間の延べ 人数)	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877
	考え方	委託医療機関にて、供給体制を確保します。					
産後ケア 事業	量の見込み	人日	53	57	60	64	68
	確保の内容	(年間の延べ 人数)	53	57	60	64	68
	考え方	委託する医療機関や助産所で実施します。本事業の周知を行い、利用しやすい体制の整備に努めます。					

事業名	指標 (単位)		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 単位:人日 (年間の延べ人数)	量の見込み	0歳児	—	6	6	6	6
	確保の内容		—	6	6	6	6
	量の見込み	1歳児	—	5	5	5	5
	確保の内容		—	5	5	5	5
	量の見込み	2歳児	—	4	5	5	5
	確保の内容		—	4	5	5	5
	考え方	令和8年度より全自治体で実施することとなり、利用者のニーズの把握を行い、実施に向けた体制整備に努めます。					
放課後児童健全育成事業 単位:人/年 (年間の実人数)	量の見込み	1年生	210	210	210	210	215
		2年生	190	190	190	190	190
		3年生	180	180	180	180	175
		4年生	95	100	105	110	110
		5年生	50	50	50	50	55
		6年生	40	40	40	40	40
		計	765	770	775	780	785
	確保の内容		765	770	775	780	785
	考え方	16 か所で実施し、必要時には施設整備等を検討します。また、延長保育の実施等、保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。					
実費徴収に係る補足給付を行う事業		今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。					
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。					
児童育成支援拠点事業		本市においては、現在のところ実施の予定はありませんが、対象となる児童の状況の把握等、居場所の開設に関する情報収集に努めます。					
親子関係形成支援事業		本市においては、同種の事業として「前向き子育て応援事業」を実施しており、今後ともペアレント・プログラムの普及啓発に取り組めます。					

(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進方策

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため、平成18年から開始された制度です。幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、本市においても、多様化する保護者のニーズに応え、教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な施設であると考えています。今後は、教育・保育に係る本市のニーズを的確に把握し、必要に応じて、既存の保育所や幼稚園からの認定こども園への移行や、新規の参入に関する情報収集・提供などの支援を行っていきます。

② 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進方策

地域でこどもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進めるためには、教育・保育及び様々な子育て支援事業の量の確保と併せ、質の向上を図ることが必要です。一方で、保育士等の人材確保が厳しい状況にあり、教育・保育事業の質の向上に向けた人材確保と資質の向上は喫緊の課題となっています。本市においても、市内の事業所と連携を図りながら、各種情報の収集・提供、市内での就労支援、質の向上に向けた研修等に係る支援の実施について、検討を行っていきます。

③ 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携の取り組み並びに幼保小連携の取り組みの推進

安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには、こども・子育て支援に携わる者同士の連携が重要です。特に、地域型保育事業を利用した3歳未満のこどもが、満3歳以降にも保育所や幼稚園、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携支援を行っていきます。

さらに、就学前に通う教育・保育施設から小学校へ入学する際に、環境の変化に適応できないなど、違和感を感じることがないように、切れ目なくスムーズに移行でき、また、教育・保育施設での生活を通して学んできたことを、小学校生活の中でも生かしていけるような環境の整備が望まれます。このような環境の整備に向け、幼保小が連携して取り組むことができるよう、相互理解のための場の提供や機会の確保、その他の取り組みに関する支援を行っていきます。

(5) 「子育てのための施設等利用給付」の円滑な実施

多様な保育・教育施設等が対象となる「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、特定子ども・子育て施設等の運営に支障がないよう、給付を行います。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県との連携を図っていきます。

(6) 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の着実な推進を図るため、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、点検・評価を行い、必要に応じて事業内容を見直します。また、関係団体・関係機関、学識経験者、市民代表からなる「朝倉市子ども・子育て会議」に計画の進捗状況を報告するとともに評価を行い、本計画の適切な進行管理のもと実効性のある取り組みの推進を図ります。

朝倉市こども計画～こどもにやさしいまち朝倉～
令和7年3月

発行 朝倉市

編集 朝倉市 保健福祉部 子ども未来課

〒838-8601 朝倉市菩提寺 412-2

TEL : 0946-22-1111 FAX : 0946-22-1185

E-mail : kodomo@city.asakura.lg.jp

URL : <https://www.city.asakura.lg.jp/>

